

26 表 彰

総務大臣表彰

(1) 選挙管理委員会委員

福井県選挙管理委員会 委員長 熊澤 喜八郎

越前町選挙管理委員会 委員長 鈴木 茂雄

(2) 選挙管理委員会

福井市選挙管理委員会

(3) 民間団体および個人

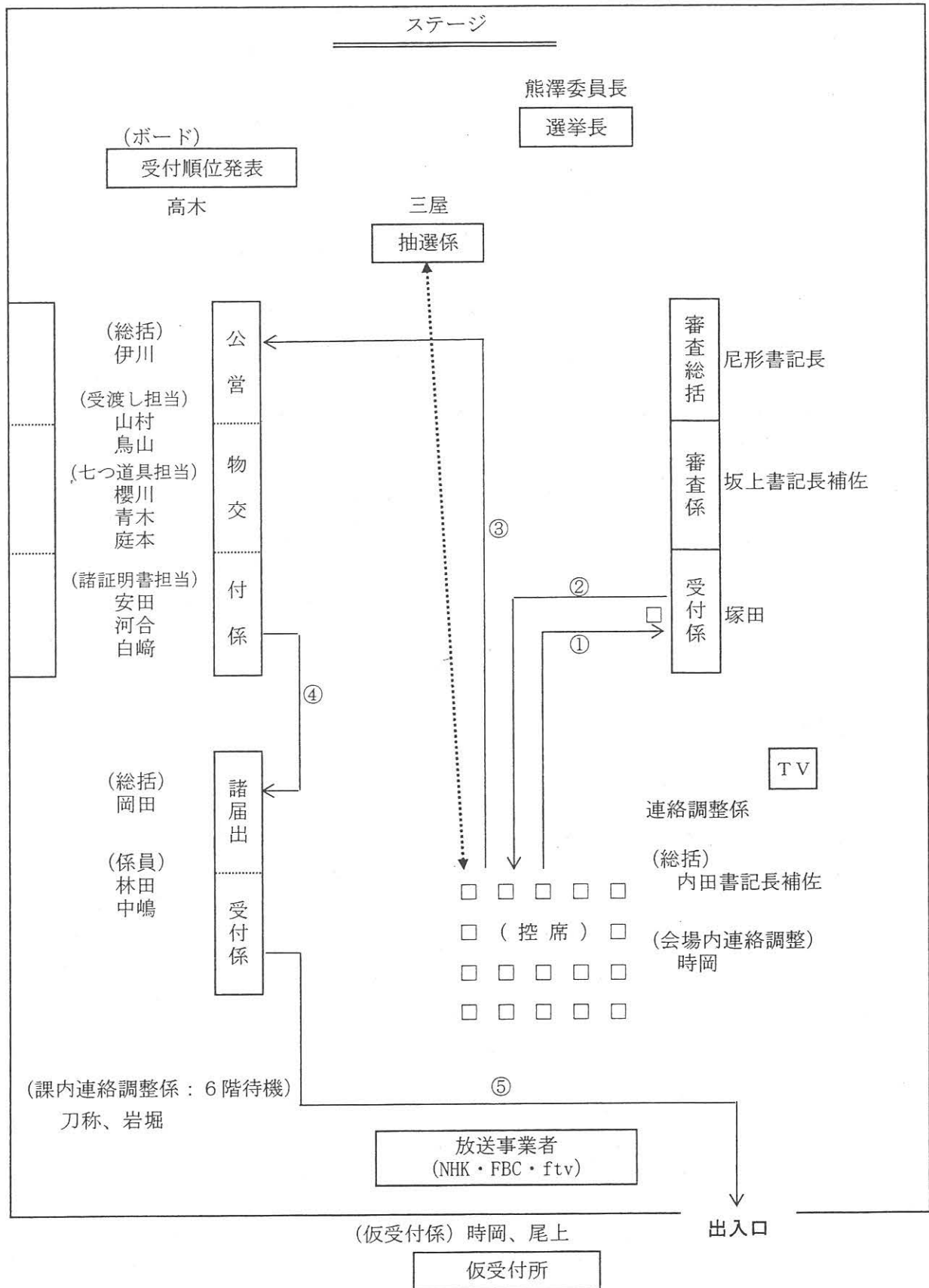
春木 麻紀子（福井県明るい選挙推進協議会副会長）

桑原 喜昭（勝山市明るい選挙推進協議会会長）

27 立候補届出受付事務分担および配置図

	分 掌 事 務	担 当 者
総 括	立候補届出受付審査事務の総括に関する事務	尼形書記長
仮受付係	1 到着順の確認 2 会場内への誘導	時岡書記 尾上書記
抽選係	1 抽選棒による受付順位の決定 2 受付順位発表用紙への記入	(進行) 尼形書記長 (係員) 三屋書記、高木書記
受付係	1 立候補届出受付時刻の確認 2 届出書、添付書類の確認	塚田書記
審査係	1 届出書類の内容審査 2 受理不受理の判定	(総括) 尼形書記長 (審査) 坂上書記長補佐
公営物 交付係	1 諸証明書の番号記入 2 公営物、諸証明書の受付 3 受領書の徴収	(総括) 伊川書記 (係員) 山村書記、鳥山書記 櫻川書記、青木書記 庭本書記、安田書記 河合書記、白崎書記
諸届出 受付係	1 選挙事務所設置届出等諸届出の受理 2 選挙運動用ビラ証紙等交付	(総括) 岡田書記 (係員) 林田書記、中嶋書記
連 絡 調整係	1 報道機関等の対応その他連絡業務	(総括) 内田書記長補佐 (係員) 時岡書記 (課内連絡調整) 刀称書記、岩堀書記

平成28年6月22日(水) 8:30~(正庁)



28 投・開票速報事務について

(1) 投・開票速報要領

◎ オンラインまたはFAXで報告する事項

1 報告事項等

第24回参議院議員通常選挙の投開票日当日における市町選挙管理委員会（以下、「市町」という。）から県選挙管理委員会（以下、「県」という。）へのオンラインまたはFAXによる報告事項は、次のとおりである。

区 分	選 挙 区 選 挙			比 例 代 表 選 挙		
	報 告 時 間	報 告 方 法		報 告 時 間	報 告 方 法	
		オンライン	FAX		オンライン	FAX
投票当日の有権者数	午前8:30までに	—	様式1	—	—	—
投票状況 (中間投票率)	午前9:20から 1時間ごとに	—	様式 2-1、2-2	—	—	—
投票結果	午後9:30までに	○	様式3	午後9:30までに	○	様式3
開票中間速報	午後9:15から 30(20)分ごとに	○	—	7月11日の 午前0:45から 1時間ごとに (9市のみ)	—	様式4
開票結果	確定次第	○	様式5、6	確定次第	○	様式7、8 入力元原稿

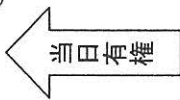
※ オンラインが不通の場合は、別途配付する様式を指定されたFAX番号に報告すること。

※ 期日前投票者数の報告については、別途通知するところにより行うこと。

2 投票当日の有権者数に関する報告（様式1）

7月10日（日）午前8時30分までに、様式1により、指定されたFAX番号に報告すること。

（様式1）



市 町 名

投票当日の有権者数報告用紙

	送信時刻	時	分	送 信 者	受 信 者	検 印	
				男	女	計	
国 内				人	人		人
在 外							
合 計							

- （注）
- 7月10日の午前8時30分までにFAXで報告すること。
 - 当日有権者数は、投票結果報告の数と一致しなければならないものであり、後で訂正することがないように正確に記入すること。
 - 期日前投票を行った者のうち、選挙の期日までの間に選挙権を有しなくなったものも含まれるものであること。
 - この用紙により報告した後、死亡等が判明し変動した場合は、午後9時30分までに報告することとしている投票結果速報の当日有権者数に正確に反映すること。

3 投票状況（中間投票率）に関する報告【選挙区】（様式2）

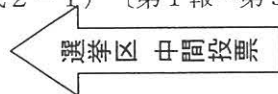
- （1）中間投票率に関する報告は、参議院選挙区選出議員選挙（以下、「選挙区選出議員選挙」という。）のみを報告するものとし、次の中間投票状況速報計画に記載の報告時刻までに、様式2により、指定されたFAX番号に報告すること。

中間投票状況速報計画

	現在時刻	市町から県へ 報告する時刻	発表時刻
1	午前 9時00分	午前 9時20分	午前 9時40分
2	10時00分	10時20分	10時40分
3	11時00分	11時20分	11時40分
4	午後 1時00分	午後 1時20分	午後 1時40分
5	2時00分	2時20分	2時40分
6	3時00分	3時20分	3時40分
7	4時00分	4時20分	4時40分
8	5時00分	5時20分	5時40分
9	6時00分	6時20分	6時40分
10	推計 8時00分	7時30分	7時50分

- （2）各市町は、標準的な投票区を選定し、報告すること。
- （3）第10報については、午後7時現在で午後8時時点の投票率を推計し、報告すること。
- （4）期日前投票および不在者投票の投票者数については、第10報（午後8時推計）で算入すること。また、第10報では、内訳として期日前投票者数、不在者投票者数、当日投票者数を併せて報告すること。
- （5）在外投票者数は含めないこと。
- （6）県の発表は、前回（平25.7.21）および前々回（平22.7.11）の投票率と比較して行う。

（様式2-1）〔第1報～第9報〕



市 町 名

中間投票状況速報用紙

時 分現在		送信時刻 時 分		送信者		受信者		検印	
選 挙 名	当日の有権者数（国内）			投票者数（国内）			投票率（％）		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
選 挙 区	人	人	人	人	人	人	％	％	％

- （注）1 投票率は、小数点以下第3位を四捨五入し、第2位まで記入すること。
- 2 中間投票状況速報は、全17市町が選挙区選出議員選挙についてのみFAXで報告するものとし、棄権者数の報告は要しない。
- 3 期日前投票および不在者投票の投票者数については、第10報（午後8時推計）で算入することとし、第1報～第9報の報告では算入しないこと。
- 4 在外投票者数は含めないこと。

印刷用紙

市 町 名

中間投票状況速報用紙

午後8時00分現在	送信時刻	時	分	送信		受信		検印	
選挙名	当日の有権者数(国内)			投票者数(国内)(A)			投票率(%)		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
選挙区	人	人	人	人	人	人	%	%	%
	うち期日前投票者数(B)								
	うち不在者投票者数(C)								
	当日投票者数(D)=(A)-(B)-(C)								

- (注) 1 投票率は、小数点以下第3位を四捨五入し、第2位まで記入すること。
 2 中間投票状況速報は、全17市町が選挙区選出議員選挙についてのみFAXで報告するものとし、棄権者数の報告は要しない。
 3 期日前投票および不在者投票の投票者数を算入し、内訳として期日前投票者数、不在者投票者数、当日投票者数を併せて報告すること。
 4 在外投票者数は含めないこと。

4 投票結果に関する報告【選挙区、比例代表】（オンライン：様式3）

- (1) 7月10日(日)午後9時30分までに、オンライン端末で印刷された様式3（選挙区（比例代表）投票結果チェックリスト）を指定されたFAX番号に報告するとともに、オンライン報告を行うこと。

ア 選挙区投票結果のファイル名は、「ASTRI_18*****_XX.CSV」であるので間違えずに送信すること。

イ 比例代表投票結果のファイル名は、「AHTRI_18*****_XX.CSV」であるので間違えずに送信すること。

(注)

- ① *****部分は市町コード、XX部分は履歴番号である。添付ファイルの作成を行うたびに、履歴番号は大きくなるので、最後に作成した添付ファイルを送信するよう、必ず履歴番号の数字が最も大きいファイルを添付すること。
- ② ファイル名を手動で書き換えたり削除したりすることのないようにすること。また、作成されたCSVファイルは絶対に開かないこと。
- ③ 「選挙区投票結果」のメールの件名は、「選挙区投票結果・〇〇市(町)」とすること。また、「比例代表投票結果」のメールの件名は、「比例代表投票結果・〇〇市(町)」とすること。

(2) 報告は、選挙区の開票中間速報（第1報）と重ならないよう注意し、集計が終わり次第速やかに報告すること。

(3) 国内、在外および合計（国内 + 在外）の区分について、全て報告すること。

(4) 投票結果に関する報告を迅速かつ正確に行えるよう、あらかじめ各投票管理者と協議しておくこと。

(様式3)

選挙区（比例代表）投票結果チェックリスト

市区町村コード	
市区町村名	

選挙区（比例代表）投票結果

国内				
区分	当日有権者数	投票者数	棄権者数	投票率
男	人	人	人	%
	当日投票者数			
	期日前投票者数			
	不在者投票者数			
女	人	人	人	%
	当日投票者数			
	期日前投票者数			
	不在者投票者数			
計	人	人	人	%
在外				
区分	当日有権者数	投票者数	棄権者数	投票率
男	人	人	人	%
女				
計				
合計（国内+在外）				
区分	当日有権者数	投票者数	棄権者数	投票率
男	人	人	人	%
女				
計				

5 開票速報計画

(1) 選挙区選出議員選挙（オンライン）

ア 選挙区選出議員選挙の開票速報計画は、次のとおりである。

開 票 速 報 計 画

回数	県へ報告する基本時刻	県の発表時刻
	市 町	
1	午後 9時15分	午後 9時30分
2	9時45分	10時00分
3	10時15分	10時30分
4	10時35分	10時50分
5	10時55分	11時10分
6	11時15分	11時30分
7	11時35分	11時50分
8	11時55分	午前 0時10分
9	午前 0時15分	0時30分
10	0時35分	0時50分
11	0時55分	1時10分
12	1時15分	1時30分
13	1時35分	1時50分
14	1時55分	2時10分
15	2時15分	2時30分

(注) 数分後に開票が確定する見込みである場合でも、上記時刻には必ずそれまでの分につき中間速報を行うこと。

- イ 開票速報計画により、オンライン報告のみ行う。
- ウ 基本時刻の都度、県集計を行うので報告時刻を厳守すること。
- エ 福井市、大野市、坂井市、若狭町については、第1回報告を省略し、午後9時45分の第2回報告から行うこと。なお、その際の報告回数は、「第2回」とすること。

(注)

- ① オンライン報告（選挙区開票状況）で送信するファイル名は、「ASKCI_18*****_XX.CSV」であるので、異なるファイルを添付することのないよう注意すること。（*****部分は市町コード、XX部分は履歴番号である。）
- ② 添付ファイルの作成を行うたびに、履歴番号は大きくなるので、最後に作成した添付ファイルを送信するよう、必ず履歴番号の数字が最も大きいファイルを添付すること。
- ③ ファイル名の履歴番号と中間報告回数は一致していなくても構わないので、「選挙区開票状況」フォルダ内のファイル名を手動で書き換えたり削除したりすることのないようにすること。また、作成されたCSVファイルは、絶対に開かないこと。
- ④ 「選挙区開票状況」のメールの件名は、例えば、3回目の報告であった場合は、その件名を「選挙区開票状況3・〇〇市（町）」とすること。

(2) 比例代表選出議員選挙（様式4）

比例代表選出議員選挙の開票状況速報は、9市のうち未確定の市のみが、7月11日（月）午前0時30分現在の開票状況を午前0時45分までに、様式4により、指定されたFAX番号に報告すること。（ただし、開票結果について県に報告し、待機解除の連絡を受けた市は報告を要しない。）以降、毎時30分現在で確定していない市のみが、毎時45分までにFAXにより報告すること。

(様式4)

送票・開票状況

市 名

参議院比例代表選出議員選挙開票状況速報用紙

送信時刻 午前 時 分		送信者	受信者	検印
名簿届出政党等別得票総数				
A党	B党	C党	D党	
E党	F党	G党	H党	
I党	J党	K党	L党	
計			開票率	%

- (注) 1 開票率は、 $\frac{\text{開票数}}{\text{投票者数}}$ で計算し、百分比で小数点以下第3位を四捨五入し、第2位までを速報すること。
- 2 名簿届出政党等別得票総数は、候補者名の得票数と政党名の得票数を合算したものであること。
- 3 未確定の市のみ午前0時30分現在の開票状況を午前0時45分までにFAXすること。以降毎時30分現在で確定していない市のみが、毎時45分までにFAXすること。

6 開票結果に関する報告

(1) 選挙区選出議員選挙（オンライン：様式5、様式6）

ア 選挙区選出議員選挙の開票が確定したときは、オンラインによる送信用添付ファイルを作成後、様式5（チェックリスト（選挙区開票結果投票総数））および様式6（チェックリスト（選挙区開票結果））をオンライン端末で印刷し、指定されたFAX番号に報告すること。

イ 県において各チェックリストを点検した後、オンライン報告を行うよう速報用電話番号に連絡をするので、速報担当者は待機していること。

（誤りがある旨の連絡を受けた場合は、入力フォームへの再入力を行い、再度チェックリストをFAX送信すること。その際、チェックリストの余白に「修正1回目」と記載しておくこと。）

ウ 県からオンライン報告を行うよう指示を受けた後、オンライン報告すること。

（注）

- ① オンライン報告（選挙区開票結果）で送信するファイル名は、
「ASKRI_18*****_XX.CSV」であるので、異なるファイルを添付することのないよう注意すること。（*****部分は市町コード、XX部分は履歴番号である。）
- ② 添付ファイルの作成を行うたびに、履歴番号は大きくなるので、最後に作成した添付ファイルを送信するよう、必ず履歴番号の数字が最も大きいファイルを添付すること。
- ③ 「選挙区開票結果」フォルダ内のファイル名を手動で書き換えたり削除したりすることのないようにすること。また、作成されたCSVファイルは、絶対に開かないこと。
- ④ 「選挙区開票結果」のメールの件名は、「選挙区開票結果・〇〇市（町）」とすること。

（様式5）

選挙区開票結果チェックリスト

市区町村コード	
市区町村名	

選挙区開票結果投票総数

得票総数 (A)	按分の際、切り捨てた票数 (B)	何れの候補者にも属さない 票数(C)
有効投票数 (D) [(A)+(B)+(C)]	無効投票数 (E)	投票総数 (F) [(D)+(E)]
無効投票率 [(E) / (F) × 100]	持ち帰りその他 (G)	投票者総数 [(F)+(G)]

(様式6)

選挙区開票結果チェックリスト

市区町村コード	
市区町村名	

選挙区開票結果

届出 番号	候補者名	党派の名称	得票数

(2) 比例代表選出議員選挙（オンライン：様式7、様式8）

ア 比例代表選出議員選挙の開票が確定したときは、オンラインによる送信用添付ファイルを作成後、様式7（チェックリスト（比例代表開票結果投票総数））、および様式8（チェックリスト（比例代表開票結果））をオンライン端末で印刷する。

印刷された様式7、様式8およびオンライン入力に使用した入力元原稿（その1、その2）を指定されたFAX番号に報告すること。

イ 入力元原稿は、原則として別途配付する様式を使用するものとするが、パソコン等で独自の原稿を作成する市町にあっては、独自の入力元原稿を使用してもよい。

（ただし、市町独自の入力元原稿を使用する場合にあっては、7月6日（水）までに、県選管（0776-20-0358）に当該様式をFAX送信すること。）

ウ 県において、読み合わせ等により各チェックリストおよび入力元原稿を点検した後、オンライン報告を行うよう速報用電話番号に連絡するので、速報担当者は待機していること。

（誤りがある旨の連絡を受けた場合は、入力フォームへの再入力を行い、再度チェックリストをFAX送信すること。その際、チェックリストの余白に「修正1回目」と記載しておくこと。）

エ 県からオンライン報告を行うよう指示を受けた後、オンライン報告すること。

(注)

- ① オンライン報告（比例代表開票結果）で送信するファイル名は、「AHKRI_18*****_XX.CSV」であるので、異なるファイルを添付することのないよう注意すること。（*****部分は市町コード、XX部分は履歴番号である。）
- ② 添付ファイルの作成を行うたびに、履歴番号は大きくなるので、最後に作成した添付ファイルを送信するよう、必ず履歴番号の数字が最も大きいファイルを添付すること。
- ③ 「比例代表開票結果」フォルダ内のファイル名を手動で書き換えたり削除したりすることのないようにすること。また、作成されたCSVファイルは、絶対に開かないこと。
- ④ 「比例代表開票結果」のメールの件名は、「比例代表開票結果・〇〇市（町）」とすること。

(様式 7)

比例代表開票結果チェックリスト

市区町村コード	
市区町村名	

比 例 代 表 開 票 結 果 投 票 総 数

得票総数 (A)	政党等の得票総数	名簿登載者の得票総数
按分の際、切り捨てた票数 (B)	何れの政党等・名簿登載者にも属さない票数(C)	有効投票数(D) [(A)+(B)+(C)]
無効投票数 (E)	投票総数 (F) [(D)+(E)]	無効投票率 [(E) / (F) × 100]
持ち帰りその他 (G)	投票者総数 [(F)+(G)]	

(様式 8)

比例代表開票結果チェックリスト

市区町村コード	
市区町村名	

比 例 代 表 開 票 結 果

届出番号	政党等の名称	得票総数	
		政党等の得票総数	名簿登載者の得票総数
整理番号	名簿登載者の氏名	得票数	

※ 1 出力された全枚数を F A X すること。

※ 2 入力元原稿を併せて F A X すること。

7 トラブル発生時の対応

(1) メール送信ができない場合

ア ルータの通信回線、ルータとパソコンを結ぶケーブル等が正常につながっているか確認し、再度しっかりと差し込む。次に、ルータの電源を一度切り、再度電源を入れ、ルータの電源が ON になっていることを確認し、パソコンを再起動する。その上で、再度通信状況を確認する。

イ 速報時刻までに復旧が見込めない場合は、ただちに県へ電話連絡を行い、同時に、市町でシステム入力を行い、チェックリストを指定されたFAX番号に報告する。

(2) システム自体がダウンした場合・

ア 直ちに県へ電話連絡を行う。

イ 別途配付する様式を使用し、指定されたFAX番号に報告する。

ウ 比例代表開票結果については、入力フォームを利用して開票録の一部を出力する必要があるので、万一来に備え、選挙当日に利用できるバックアップ用パソコンを準備しておくこと。(入力フォームを事前にFDに保存しておくこと。)

(3) 報告済の数値に誤りがあった場合

ア 県へ大至急「誤った報告内容」、「誤ったファイル名」を電話連絡する。

イ 同時に、誤りがあったときの報告で利用したチェックリストに大きな文字で見え消し修正をし、指定されたFAX番号に報告する。

ウ 県において、修正後のファイル作成を指示するか、もしくは県において修正の措置を行う。

エ 県からファイル作成の指示を受けた場合は、メールの件名に「(修正)」を記入し、直ちにオンライン報告を行う。

8 その他

(1) 市町は速報担当職員をあらかじめ指定しておき、速報が遅れないようにすること。

(2) 市町から県への報告は、専用電話、専用FAXおよびオンラインにより行うこと。

(3) 「選挙区選出議員選挙における投票結果速報」については、県へ報告を行った後、市町においてその内容を発表することは差支えないこと。

(4) 「選挙区選出議員選挙における候補者別得票数」および「比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等別得票総数(9市のみ)」の中間速報については、県へ報告を行った後、市町においてその内容を発表することは差し支えないこと。

(5) 「選挙区選出議員選挙における候補者別得票数」の開票結果については、県へ報告を行った後、市町においてその内容を発表することは差し支えないこと。

なお、県へ速報後直ちに公表する場合、県の点検終了の連絡があるまでは、問い合わせ等に速やかに対応できる体制を維持すること。また、市町が公表した内容に訂正があった場合は、各市町においてその内容を直ちに公表すること。

(6) 「比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等別得票総数および名簿登載者別得票総数」については、県から公表してよい旨の連絡を受けた後、その速報の内容を発表することは差し支えないこと。

(7) 市町における報道機関への発表については、県へ報告した様式により行うことが望ましいこと。

9 市町別開票開始時刻一覧

市町名	開票開始時刻	市町名	開票開始時刻
福井市	午後9時15分	永平寺町	午後9時00分
敦賀市	〃 9時00分	池田町	〃 〃
小浜市	〃 〃	南越前町	〃 〃
大野市	〃 9時15分	越前町	〃 〃
勝山市	〃 9時00分	美浜町	〃 〃
鯖江市	〃 〃	高浜町	〃 〃
あわら市	〃 〃	おおい町	〃 〃
越前市	〃 9時15分	若狭町	午後9時15分
坂井市	〃 〃		

9時00分開票

5市7町

9時15分開票

4市1町

10 文書で報告する事項

1 選挙区選出議員選挙に係る開票結果報告書（様式9）

選挙区選出議員選挙の開票結果報告は、次の様式により、別に指定する日時に関係書類を添付の上、持参すること。

（様式9）

				第 号 平成28年 月 日	
参議院選挙区選出議員選挙 福井県選挙区選挙長 熊澤 喜八郎 様					
福井県 市（町）開票管理者				印	
開 票 結 果 報 告 書					
平成28年 月 日執行の参議院選挙区選出議員選挙（福井県選挙区）の開票の結果について、開票録の写しを添えて次のとおり報告します。					
投票者総数 (A)	人	投票総数 (B)	票	差引過不足 (A - B)	票
有効投票 総 数	票	全候補者の 得票総数	票	あん分の際 切り捨てた 票 数	票
いずれの候補者にも属 しない有効 投票数	票	無効投票数	票		
候補者別得票数					
候補者の氏名			得 票 数		
			票		
			票		
			票		
			票		
			票		
得 票 総 数			票		

（注） 開票録の写しおよび投票録の写しを添付すること。

2 比例代表選出議員選挙に係る開票結果報告書（様式10）

比例代表選出議員選挙の開票結果報告は、次の様式により、別に指定する日時に関係書類を添付の上、持参すること。

（様式10）

第 号
平成28年 月 日

参議院比例代表選出議員選挙

福井県選挙分会長 熊澤 喜八郎 様

福井県 市（町）開票管理者



開票結果報告書

平成28年 月 日執行の参議院比例代表選出議員選挙の開票の結果について、開票録の写しを添えて次のとおり報告します。

記

投票者総数 (A)	人	投票総数 (B)	票	差引過不足 (A - B)	票
有効投票 総数	票	全参議院名 簿届出政党 等の得票総数	票	あん分の際 切り捨てた 票数	票
いずれの参 議院名簿届 出政党等にも 属しない 有効投票数	票	無効投票数	票		

参議院名簿届出政党等別名簿登載者別得票数（別紙開票録写しのとおり）

（注）開票録の写しおよび投票録の写しを添付すること。

(2) 投・開票速報事務要領

1 速報の内容

○…FAX △…ペーパー ●…オンライン ◎…メール

項 目	速 報 内 容	市町選管		県選管					備 考
		報告時刻	報告方法	発表時刻	報道機関	報告時刻	総務省	HPアップ時刻	
1 当日有権者数	当日有権者数に関する報告	8:30	○	9:40	◎△			9:50	全市町から報告
2 投票状況									
①期日前投票	期日前投票者数に関する報告（選挙区のみ）	9:00	○	11:00	○△	12:00	◎	11:10	全市町から報告
②中間投票率	中間投票状況に関する報告（選挙区のみ）								
	第1回（9:00現在）	9:20	○	9:40	◎△			9:50	全市町から毎時00分現在を報告（12:00現在の報告は不要）
	第2回（10:00現在）	10:20	○	10:40	◎△	11:00	●	10:50	
	第3回（11:00現在）	11:20	○	11:40	◎△	12:00	●	11:50	
	第4回（13:00現在）	13:20	○	13:40	◎△			13:50	
	第5回（14:00現在）	14:20	○	14:40	◎△	15:00	●	14:50	
	第6回（15:00現在）	15:20	○	15:40	◎△			15:50	
	第7回（16:00現在）	16:20	○	16:40	◎△	17:00	●	16:50	
	第8回（17:00現在）	17:20	○	17:40	◎△			17:50	
	第9回（18:00現在）	18:20	○	18:40	◎△	19:00	●	18:50	
	第10回 （19:00現在で20:00推計）	19:30	○	19:50	◎△△	20:30	●	20:00 （19:30現在）（20:00推計）	
③投票結果	投票結果に関する報告（選挙区、比例代表）	21:30	●	22:00	◎○△			22:10	全市町から報告（22:00速報） 確定次第、総務省に報告
	・チェックリスト	随時	○	23:00	◎△	確定後	●	23:10	
開票中間	①選挙区 市町別候補者別得票数								
	第1回	21:15	●	21:30	◎△			21:40	福井市、大野市、坂井市、若狭町は、第1回報告を省略 21:15から22:15までは30分ごと、22:15以降は20分ごとに市町から報告
	第2回	21:45	●	22:00	◎△			22:10	
	第3回	22:15	●	22:30	◎△			22:40	
	第4回	22:35	●	22:50	◎△			23:00	
	第5回	22:55	●	23:10	◎△			23:20	
	第6回	23:15	●	23:30	◎△			23:40	
	第7回	23:35	●	23:50	◎△			0:00	
	第8回	23:55	●	0:10	◎△			0:20	
	第9回	0:15	●	0:30	◎△			0:40	
	第10回 ～	0:35 ～	● ～	0:50 ～	◎△ ～			1:00 ～	

項 目	速 報 内 容	市町選管		県選管				備 考
		報告時刻	報告方法	発表時刻	報道機関	報告時刻	総務省	HPアップ時刻
開 票 中 間	②比例代表	参議院名簿届出政党等別得票数 (内訳として 政党別得票数 名簿登載者別得票数)						
	第1回	随時	(●)	23:00	◎△	22:55	●	23:10
	第2回	随時	(●)	0:00	◎△	23:55	●	0:10
	第3回	随時	(●)	1:00	◎△	0:55	●	1:10
	第4回	随時	(●)	2:00	◎△	1:55	●	2:10
	第5回	随時	(●)	3:00	◎△	2:55	●	3:10
	第6回	随時	(●)	4:00	◎△	3:55	●	4:10
	第7回	随時	(●)	5:00	◎△	4:55	●	5:10
	～	～	～	～	～			～
	9市の開票状況 (未確定の市のみ) (参議院名簿届出政党等別得票数 (候補者名の得票数と政党名の得 票数を合算)のみ)							
開 票 結 果	①選挙区	市町別候補者別得票数 市町別投票総数 (法定得票数、供託物没 収点を含む)	随時 ●	全市町 確定後	◎△	全市町 確定後	●○	全市町 確 定 10分後
	・チェックリスト		随時 ○	随時	△			
	②比例代表	参議院名簿届出政党等別得票数 (内訳として 政党別得票数 名簿登載者別得票数 市町別投票総数)	随時 ●	全市町 確定後	◎△	全市町 確定後	●	全市町 確 定 10分後
	・チェックリスト		随時 ○	随時	△			
	・入力元原稿							

(注)

- 1 選管専任書記は7:00までに、安田書記、刀称書記、尾上書記は9:00までに、その他の職員は20:00までに市町振興課に集合(20:20までに6階大会議室入室)
- 2 服装は、通常の勤務と同じ服装であること。
- 3 県庁地下駐車場および県庁構内への駐車はできないこと。
- 4 電卓、ホッチキス、黄色マーカー(チェック用)、付箋、鉛筆、ボールペン、定規等は各自で用意すること。

2 各班事務分担表

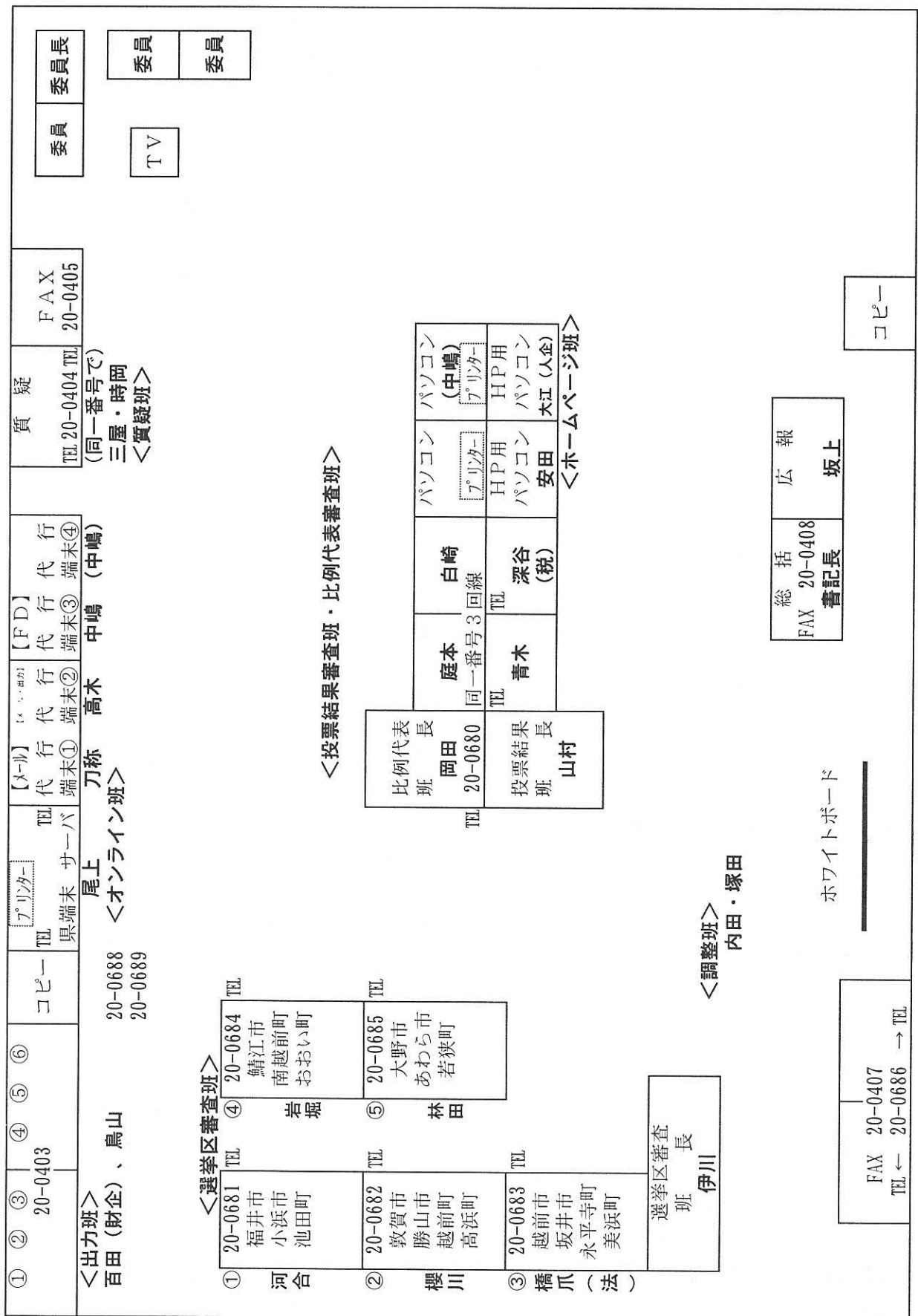
分 担 事 務	担 当 者	事 務 内 容
1 当日の有権者数の 受信、集計	内田、三屋、時岡、塚田 尾上(オンライン、総務省報告) 安田 (HP) 刀称 (報道機関提供)	① 17市町から8:30までに報告 (FAX) ② 9:40発表 ※総務省報告はなし
2 期日前投票者数の 受信、集計、発表 および報告	同 上	① 17市町から9:00までに報告 (FAX) ② 11:00発表 ③ 12:00総務省へ報告 (通常メール)
3 中間投票率の受信、 集計、発表および 報告	同 上	次の時刻に受信 (FAX)、記者発表、総務省報告 受信 発表 報告 ① 9:00現在 → 09:20 → 09:40 ② 10:00現在 → 10:20 → 10:40 → 11:00 ③ 11:00現在 → 11:20 → 11:40 → 12:00 ④ 13:00現在 → 13:20 → 13:40 ⑤ 14:00現在 → 14:20 → 14:40 → 15:00 ⑥ 15:00現在 → 15:20 → 15:40 ⑦ 16:00現在 → 16:20 → 16:40 → 17:00 ⑧ 17:00現在 → 17:20 → 17:40 ⑨ 18:00現在 → 18:20 → 18:40 → 19:00 ⑩ 20:00現在 → 19:30 → 19:50 → 20:30 (19:00現在推計) (19:30現在)
4 投票結果審査班 【班長 山村】	岡田、青木、庭本、白崎、深谷 (税)	① 17市町から21:30までに報告 (FAX、オンライン) ② チェックリストの検算 ③ オンライン班に集計の指示 ④ 22:00の速報発表、23:00の確定発表指示
5 比例代表審査班 【班長 岡田】	山村、青木、庭本、白崎、深谷 (税)	① 17市町から、確定の都度報告 (FAX) ② 入力元原稿およびチェックリストを読合せ、検算 (按分等) ③ 確認後、市町にオンライン報告指示 ④ 23:00以降、毎時00分発表のため毎時45分に集計指示 ⑤ 17市町確定後、開票結果集計指示
6 選挙区審査班 【班長 伊川】	① 河合 福井市、小浜市、池田町 ② 櫻川 敦賀市、勝山市、越前町、 高浜町	【開票中間】 ① 速報計画に基づき17市町から報告 (オンライン) ② 県集計の前回報告値との確認、開票率の確認

分担事務	担 当 者	事 務 内 容
選挙区審査班	③橋爪（法） 越前市、坂井市、永平寺町、 美浜町 ④岩堀 鯖江市、南越前町、 おおい町 ⑤林田 大野市、あわら市、若狭町	【開票結果】 ① 17市町から、確定の都度報告（FAX） ②開票中間の前回報告値との確認、無効票の確認 ③確認後、市町にオンライン報告指示 ④ 17市町確定後、開票結果集計指示
7 オンライン班	刀称、尾上、高木、中嶋 ①尾上 市町データの集計、総務省報告 ②刀称 メール受信、確認 ③高木 メールの受信、確認、帳票出力 ④中嶋 CSVおよびエクセル保存、FD作成	【投票結果】 ① 17市町から送信されたデータを受信 ②集計後に帳票を出力 ③投票結果審査班長【山村】の指示を受け、CSVおよびエクセルをFD保存 ④FD 2 枚作成（原本 1、広報課 1） ⑤23:00総務省にオンライン報告 【選挙区中間】 ①速報計画に基づき 17市町から送信されたデータを受信 ②集計後に帳票を出力 ③選挙区審査班長【伊川】の指示を受け、CSVおよびエクセルをFD保存 ④FD 2 枚作成（原本 1、広報課 1） 【選挙区確定】 ①審査班確認後に、市町から送信されたデータを受信し、 調整班長【内田】に報告 ② 17市町確定後、集計を行い帳票を出力 ③選挙区審査班長【伊川】の指示を受け、CSVおよびエクセルをFD保存 ④FD 2 枚作成（原本 1、広報課 1） ⑤総務省へオンライン報告 【比例代表中間】 ①審査班確認後に、市町から送信されたデータを受信し、 調整班長【内田】に報告 ②定時発表前に、集計を行い帳票を出力 ③比例代表審査班長【岡田】の指示を受け、CSVおよびエクセルをFD保存 ④FD 2 枚作成（原本 1、広報課 1） ⑤総務省へオンライン報告（発表の 5 分前）

分担事務	担 当 者	事 務 内 容
オンライン班		【比例代表確定】 ①審査班確認後に、市町から送信されたデータを受信し、調整班長に報告 ②17市町確定後、集計を行い帳票を出力 ③比例代表審査班長の指示を受け、CSVおよびエクセルをFD保存 ④FD2枚作成（原本1、広報課1） ⑤総務省へオンライン報告
8 出力班	鳥山、百田（財企）	【投票結果】 ①チェックリスト（FAX）を投票結果審査班に回付 ②帳票（オンライン出力）を投票結果審査班に回付 【選挙区開票中間】 ①帳票（オンライン出力）を選挙区審査班に回付 【選挙区開票結果】 ①チェックリスト（FAX）を選挙区審査班に回付 ②帳票（オンライン出力）を選挙区審査班に回付 【比例代表開票状況】 ①比例代表開票状況用紙（FAX）を比例代表審査班に回付 【比例代表開票結果】 ①チェックリスト等（FAX）を比例代表審査班に回付 ②帳票（オンライン出力）を比例代表審査班に回付
9 調整班 【班長 内田】	塚田	①会場内の総合連絡 ②速報等に異常があるときの確認、訂正 ③開票確定報告の最終チェック
10 質疑班	三屋、時岡	①質疑応答
11 総括・広報班	尼形企画幹、坂上課長補佐	①投・開票速報事務および広報の総括 ②広報課との連絡
12 ホームページ班	安田、大江（人企）	①投・開票速報の県ホームページへのアップロード
13 代行入力班	（①中嶋、②青木、③白崎）	①市町からのFAXによる報告をオンライン入力
14 発表記録班 記者速報室	広報課職員	①FD内データを、各報道機関へメール送信 ②速報資料を各報道機関へ提供

(3) 投・開票速報体制配置図

投・開票速報体制配置図（6階大会議室） FAX：9回線（番号4個） 電話：14回線（番号10個）



(4) 投・開票速報用対局電話一覧

市 町 名	対局電話番号	F A X 番号	県 F A X 番 号	選挙区 担 当	選挙区連絡用 電 話 番 号	比 例 担 当	投票結果 比例連絡用 電話番号	備 考
福 井 市	(080) 3042 - 1907	(0776) 25 - 3727	(0776) 20-0403	① 河 合	(0776) 20-0681	庭本	(0776) 20-0680	質疑専用 電話番号 (0776) 20-0404 FAX番号 (0776) 20-0405
小 浜 市	(0770) 52 - 6501	(0770) 52 - 6502		② 櫻 川	(0776) 20-0682	青木		
池 田 町	(0778) 44 - 7451	(0778) 44 - 7452						
敦 賀 市	(0770) 21 - 7040	(0770) 21 - 7041						
勝 山 市	(0779) 88 - 1265	(0779) 88 - 1266						
越 前 町	(0778) 42 - 5068	(0778) 42 - 5069		③ 橋 爪	(0776) 20-0683	白崎		
高 浜 町	(0770) 72 - 3645	(0770) 72 - 3647						
越 前 市	(0778) 22 - 3543	(0778) 22 - 3544						
坂 井 市	(0776) 67 - 4691	(0776) 67 - 4697						
永平寺町	(0776) 63 - 4272	(0776) 63 - 4276		④ 岩 堀	(0776) 20-0684	深谷		
美 浜 町	(0770) 32 - 0921	(0770) 32 - 0922						
鯖 江 市	(0778) 52 - 2090	(0778) 52 - 2091						
南越前町	(0778) 47 - 3640	(0778) 47 - 3644						
おい町	(0770) 77 - 1111	(0770) 77 - 1289		⑤ 林 田	(0776) 20-0685			
大 野 市	(0779) 65 - 8740	(0779) 65 - 8741						
あわら市	(0776) 73 - 2907	(0776) 73 - 2908						
若 狭 町	(0770) 45 - 2594	(0770) 45 - 2595						

(注) 投票当日の有権者数、投票状況（中間・結果）、開票中間状況、開票結果すべてについて、上記の F A X 番号 (0776-20-0403) に報告すること。

開票結果が確定した場合は、開票中間の定時報告時刻以外の空き時間にチェックリスト等を F A X 送信し、県選管から点検終了の電話連絡後、開票結果のオンライン報告を行うこと。

無効投票の投票総数に占める割合が、選挙区選出議員選挙について3.5%、比例代表選出議員選挙について7.0%を超えた場合には、無効投票の主な内訳を電話照会するので、上記報告は無効投票の主な内訳を確認した後に行うこと。

確定報告後においても、県選挙管理委員会からその内容について照会することがあるので、県選挙管理委員会から待機解除の連絡があるまで、開票立会人、事務従事者等を待機させること。

なお、故障等により上記番号の通信が不能となった場合の緊急連絡 F A X 番号は、0776-20-0407 とする。

圖 十 配 等 紙 用 票 發

[illegible]

投票用紙等配付部数一覧表

	平成28年 3月21日現在 選挙人名簿 登録者数	投票所数	1 投票用紙 (選・比)	2 点字 投票用紙 (選・比)	3 船員不在者 投票用紙 (選・比)	4 船員不在者 投票用外封筒 (兼用)	5 船員不在者 投票用内封筒 (兼用)	6 投票用 外封筒 (選・比)	7 郵便等による 不在者投票用 外封筒 (通常用) (選・比)
福井市	214,375	108	220,000	1,300				2,300	200
敦賀市	53,807	28	58,000	200	20	20	20	800	100
小浜市	24,672	18	28,000	100	20	20	20	700	80
大野市	28,944	27	31,000	100				500	100
勝山市	20,459	18	23,500	100				700	100
鯖江市	54,435	17	57,000	200				500	40
あわら市	24,155	17	27,000	100				500	50
越前市	65,476	32	68,500	220				700	100
坂井市	73,850	28	77,000	150	10	20	20	600	90
市 計	560,173	293	590,000	2,470	50	60	60	7,300	860
永平寺町	15,557	19	17,500	50				400	50
池田町	2,461	5	3,300	5				50	20
南越前町	9,235	16	10,500	40				200	30
越前町	18,576	26	21,000	70				500	50
美浜町	8,487	7	10,100	10				200	50
高浜町	8,635	13	9,300	30	30	60	60	200	30
おおい町	6,819	21	8,000	50				250	60
若狭町	12,851	11	14,000	20				200	50
町村計	82,621	118	93,700	275	30	60	60	2,000	340
予 備	—	—	2,300	155	110	120	120	2,500	250
県 計	642,794	411	686,000	2,900	190	240	240	11,800	1,450

	8 郵便等による 不在者投票用 外封筒 (代理記載者用) (選・比)	9 投票用 封筒 (選・比)	10 仮投票用 封筒 (選・比)	11 不在者投票 証明書用封筒 (兼用)	12 不在者投票 証明書 (兼用)	13 郵便等投票 証明書 (通常用) (兼用)	14 郵便等投票 証明書 (代理記載者用) (兼用)	15 郵便等投票証明 書交付申請書 (通常用) (兼用)	16 郵便等投票証明 書交付申請書 (代理記載者 併せ行う) (兼用)
福井市	20	2,520	300	250	250	100	50	10	10
敦賀市	30	930	100	100	100	50	30	10	10
小浜市	20	800	100	100	100	50	30	10	10
大野市	10	610	100	100	100	30	20	10	10
勝山市	30	830	100	100	100	100	50	50	10
鯖江市	10	550	100	100	100	50	50	10	10
あわら市	20	570	100	100	100	50	50	10	10
越前市	10	810	150	100	100	50	10	10	10
坂井市	10	700	100	200	10	10	5	10	5
市 計	160	8,320	1,150	1,150	960	490	295	130	85
永平寺町	40	450	40	100	100	30	30	30	30
池田町	10	80	20	30	30	20	20	20	10
南越前町	30	260	40	30	30	30	30	30	30
越前町	30	600	50	100	100	30	30	30	30
美浜町	20	270	50	100	100	50	50	50	50
高浜町	20	250	50	100	100	30	30	30	30
おおい町	60	370	60	200	200	60	60	60	60
若狹町	20	270	50	100	100	20	20	20	20
町村計	230	2,550	360	760	760	270	270	270	260
予 備	260	3,030	290	290	380	340	185	230	165
県 計	650	13,900	1,800	2,200	2,100	1,100	750	630	510

	17 代理記載ができる選挙人に該当する旨の記載に係る申請書 (兼用)	18 代理記載ができる選挙人に該当しない旨の届出書 (兼用)	19 代理記載人となるべき者の届出書 (兼用)	20 代理記載人となることの同意書および宣誓書 (兼用)	21 障害証明書交付申請書 (兼用)	22 郵便等による不在者投票における投票用紙等の請求書 (通常用) (兼用)	23 郵便等による不在者投票における投票用紙等の請求書 (代理記載用) (兼用)	24 選挙人名簿登録証明書 (兼用)	25 選挙人名簿登録証明書交付申請書 (兼用)
福井市	10	10	10	10	10	10	10	10	10
敦賀市	10	10	10	10	10	10	10	10	10
小浜市	10	10	10	10	10	50	30	5	5
大野市	10	10	10	10	10	10	10	10	10
勝山市	10	10	10	10	10	50	10	5	10
鯖江市	10	10	10	10	10	10	10	5	5
あわら市	10	10	10	10	10	10	10	10	10
越前市	10	10	10	10	10	100	10	5	5
坂井市	5	5	5	5	5	10	5	5	5
市 計	85	85	85	85	85	260	105	65	70
永平寺町	30	30	30	30	10	30	30	10	10
池田町	10	10	10	10	10	20	10	5	5
南越前町	30	30	30	30	10	30	30	15	15
越前町	30	30	30	30	10	50	30	10	10
美浜町	50	50	50	50	10	50	50	15	15
高浜町	30	30	30	30	10	30	30	30	30
おおい町	60	60	60	60	20	60	60	20	20
若狭町	20	20	20	20	10	20	20	10	10
町村計	260	260	260	260	90	290	260	115	115
予 備	165	205	205	205	75	450	285	120	115
県 計	510	550	550	550	250	1,000	650	300	300

	26 不在者投票調 (選・比)	27 代理投票調 (選・比)	28 在外投票に関する調書 (選・比)	29 在外選挙人の不在者投票に関する調書 (選・比)	30 投票所投票録 (選・比)	31 投票所投票録 (指定在外) (選・比)	32 期日前投票所投票録 (選・比)	33 期日前投票所投票録 (指定在外) (選・比)	34 引継書 (選・比)
福井市	10	600	10	10	300	10	500	200	100
敦賀市	10	100	3	10	100	3	0	30	30
小浜市	100	100	3	3	60	3	0	30	30
大野市	50	100	3	3	70	3	60	20	30
勝山市	100	100	3	3	80	3	0	30	30
鯖江市	10	100	3	3	60	3	0	10	10
あわら市	50	50	3	3	60	3	30	30	30
越前市	5	100	6	6	100	7	50	50	70
坂井市	10	250	3	3	100	4	0	150	150
市 計	345	1,500	37	44	930	39	640	550	480
永平寺町	60	90	5	5	40	5	50	50	30
池田町	20	20	3	3	30	3	30	30	0
南越前町	60	80	3	3	60	5	100	60	40
越前町	80	100	3	3	70	3	120	40	30
美浜町	100	100	3	3	30	3	0	30	30
高浜町	30	50	3	3	30	3	0	30	30
おおい町	80	120	6	6	70	6	70	60	70
若狭町	100	100	6	6	50	8	50	50	50
町村計	530	660	32	32	380	36	420	350	280
予 備	375	840	61	44	140	55	140	100	90
県 計	1,250	3,000	130	120	1,450	130	1,200	1,000	850

	35 開 票 録	36 開 票 録 別	37 空 虚 確 認 書	38 投 票 用 紙 等 受 払 計 算 書	39 開 票 結 果 報 告 書	40① あ ん 分 算 計	40② あ ん 分 算 計	41 付 せ ん (選)	
	(選・比)	(比)	(選・比)	(兼用)	(選・比)	(選)	(比)	個 々 点 検	
								有効	無効
福井市	3	3	300	300	3	20	40	10	10
敦賀市	6	5	100	70	4	20	50	200	100
小浜市	3	5	60	20	5	20	20	10	10
大野市	3	5	70	10	3	20	80	1,000	500
勝山市	3	5	75	75	3	20	80	100	100
鯖江市	4	5	60	10	4	20	80	1,200	500
あわら市	3	5	60	60	3	20	80	1,000	500
越前市	5	5	100	100	5	10	10	10	10
坂井市	3	3	80	180	5	20	80	10	10
市 計	33	41	905	825	35	170	520	3,540	1,740
永平寺町	5	5	65	60	5	20	50	800	250
池田町	5	3	24	21	5	20	20	200	50
南越前町	5	9	50	40	6	60	140	900	250
越前町	3	3	70	100	3	20	50	800	300
美浜町	5	3	25	25	2	20	20	500	200
高浜町	3	3	30	50	2	20	100	500	200
おおい町	6	6	90	90	4	40	130	800	200
若狭町	8	8	30	60	5	20	30	500	200
町村計	40	40	384	446	32	220	540	5,000	1,650
予 備	27	49	61	129	23	90	120	260	210
県 計	100	130	1,350	1,400	90	480	1,180	8,800	3,600

	41 付 せ ん (選)				41 付 せ ん (比)					
	個 々 点 検				個 々 点 検					
	あん分	効力決定	点検集計表	投票の内訳	有効	無効	あん分	効力決定	点検集計表	投票の内訳
福井市	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
敦賀市	100	100	100	50	200	100	100	100	100	50
小浜市	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
大野市	200	500	150	50	1,500	800	200	500	200	50
勝山市	100	500	150	50	100	100	100	500	100	50
鯖江市	200	500	10	10	1,200	500	400	600	10	10
あわら市	200	500	100	50	1,500	500	400	600	100	50
越前市	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
坂井市	10	10	10	10	10	10	10	500	10	10
市 計	840	2,140	550	250	4,540	2,040	1,240	2,830	550	250
永平寺町	200	250	50	50	1,100	400	400	400	200	50
池田町	20	100	10	20	300	50	20	100	10	20
南越前町	150	200	50	50	1,000	300	200	200	50	50
越前町	100	200	50	50	1,000	300	200	200	50	50
美浜町	200	200	50	30	500	200	200	200	50	30
高浜町	100	200	50	30	500	300	300	400	250	30
おおい町	150	150	100	60	1,000	200	150	150	200	60
若狭町	200	200	100	30	500	200	200	200	250	30
町村計	1,120	1,500	460	320	5,900	1,950	1,670	1,850	1,060	320
予 備	290	260	150	80	360	310	390	420	250	110
県 計	2,250	3,900	1,160	650	10,800	4,300	3,300	5,100	1,860	680

	42 投票記載 台用表示	43 選挙公報	44 不在者投票所内 名称等揭示	45 期日前投票所内 名称等揭示	46 投票所内 名称等揭示	47 投票所記載所 名称等揭示	48 点字候補者等名簿		
	(選・比)	(選・比)	(比)	(比)	(比)	(比)	(選・比)		
							不在者投票用	期日前投票用	投票当日用
福井市	1,500	117,430	47と 併せて	40	250	1,500	期日前 投票用 と併せて	30	150
敦賀市	600	28,000		6	60	600		10	60
小浜市	300	12,500		6	40	300		3	40
大野市	400	13,000		6	60	400		6	60
勝山市	300	9,000		6	60	300		8	45
鯖江市	400	23,000		6	50	400		8	55
あわら市	300	12,000		10	50	300		8	40
越前市	480	28,000		15	96	480		10	75
坂井市	400	32,000		50	70	400		10	70
市 計	4,680	274,930	0	145	736	4,680	0	93	595
永平寺町	150	7,300	47と 併せて	15	50	150	期日前 投票用 と併せて	9	35
池田町	50	1,200		5	15	50		3	15
南越前町	120	3,800		15	40	110		9	32
越前町	300	7,500		10	60	300		10	60
美浜町	50	4,000		5	16	50		3	16
高浜町	70	4,200		5	30	70		3	26
おおい町	150	3,500		10	50	150		8	48
若狭町	100	5,200		10	30	100		5	70
町村計	990	36,700		75	291	980		50	302
予 備	330	3,370		30	73	90		37	33
県 計	6,000	315,000	0	250	1,100	5,750	0	180	930

〔資 料〕

- 参議院選挙区選出議員選挙公報
- 参議院比例代表選出議員選挙公報
- 福井県報

平成28年 参議院選挙区選出議員選挙選挙公報

7月10日執行

福井県選挙管理委員会

すべては生活者のために！

情熱 誠実 信念 行動力

横山たつひろ 51才

プロフィール
1964年11月23日(51才)
福井県若狭市若狭町
1987年福井県議会議員
1997年福井県議会議員
2008年福井県議会議員
2011年より福井県議会議員

横山たつひろ事務所

〒919-8114 福井県若狭市若狭町713番地
TEL 0776-33-0011 FAX 0776-33-5156
HP http://taku-yokoyama-main.jp

- | ふるさと福井 | 経済・雇用 | 子育て・教育 | 年金・社会保障 | 平和 |
|---|---|--|--|---|
| 「幸福度日本」を実感できる
福井県を創ります！
・働く環境・賃金・労働時間・休暇・安全(日本)を実現します
・福井の食と自然・美しい人柄がこの価値強化によって
人口を拡大します | 「人への投資」による
景気回復・経済好循環を実現します！
・所得配分が公平な分配によって経済内需を活性化します
・最低賃金の大幅な引き上げや正規雇用への転換を促進します
・保育工や介護労働者の所得や労働環境を大幅に改善します | 教育と子育てにかかる
家計負担を軽減します！
・保育料や高校までの授業料の無償化を実現します
・無料子育て支援センターを拡大し給付型認定こども園を創設します | 安心できる社会保障制度を創ります！
・子供から高齢者まで世代交代型の社会保障制度を構築します
・年金積立金の増への投資を減らし安全な運用に切り替えます | 日本の平和主義、恒久平和を守ります！
・安全・安全保障を最優先にします
・集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回します
・集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回します |

安心・安全・支え合いの社会と輝く福井をめざして

今の政治は経済の中で、私たちの切実な課題に対する処方箋は後回しになっています。
 「経済が良くなれば生活が良くなる」のではなく、
 「生活が良くなれば経済が良くなる」と
 横山は考えています。
 だからこそ、毎日を一生懸命に生きる
 生活者に光をあて、
 私たちの声がつりつと輝く政治を実現します！

よこやま

横山たつひろ

私は必ずやります！~5つの約束~

子どもに夢を、若者に希望を、お年寄りに安心を そんなふるさとに

愛郷無限

政策

- 真の景気回復を**
 実現
 実感の持たない景気回復は、真の景気回復とは
 ありません。労働力・労働賃金・労働環境・労働者の
 人権・企業活力を高め、経済を活性化し、大企業・小
 企業・地方企業に活力を注ぎ、経済を活性化します。
- 地方が**
 国づくり
 地方を元気にし、日本の発展を促します。
- 安心して**
 できる
 社会保障制度
 の確立
 子育て・介護・高齢者などへの不安を解消
 します。人々が安心して暮らせる社会を実現
 します。安心して暮らせる社会を実現します。
- 強い**
 農林水産業
 の構築
 食料・農産物の自給率を高め、食料の安定供給
 を確保します。農林水産業の振興を図ります。
- 高速交通**
 体系の
 整備促進
 交通体系の整備を促進し、交通の利便性を
 高めます。交通の利便性を高めます。
- エネルギー**
 政策の
 推進
 エネルギー政策は、安定供給・経済活性化・環
 境への配慮・安全・省エネルギーの観点から、
 総合的に推進します。総合的に推進します。

参議院議長 自民党公認

山崎正昭

白川 やすゆきは

一緒に変えよう。政策はある。

幸福実現党

白川やすゆき

やすゆきは

3つのビジョンでみなさまの幸福を実現します！

- ① 平和を守り抜きたいから、しっかりと国防！
 北朝鮮・中国の脅威に対する抑止力を強化します。
 憲法の基本原則に即して、自衛のための必要最小限の
 軍備の増強は必要です。
- ② すぐに景気を良くしたいから、消費税を5%に！
 消費税はGDPの約6割を占める最大の税です。消費税率
 10%の引き上げは、消費税率10%への増徴の
 延期ではなく、5%への引き下げを断行すべきです。
- ③ 個人の自由を守りたいから、マイナンバーの見直しを！
 マイナンバー制度は情報漏洩のリスクが非常に高く、
 個人の生活や財産に重大な被害を及ぼす恐れがあります。
 見直しを断行し、個人の権利を保護する必要があります。

幸福実現党

幸福実現党 公式サイト <http://hr-party.jp>
 白川やすゆき 公式ブログ <http://shirakawa-yasuyuki.org>

1956年福井県選挙区選出(旧朝日町でホッケーに注目を集す)
 福井県立大学工学部卒業、建築設計事務所・アートブリック建築設計
 2013年参議院議員に立候補

この選挙公報は、候補者から提出された原稿を写真製版によって印刷したものです。

平成28年
7月10日執行

参議院選挙区選出議員選挙選挙公報

福井県選挙管理委員会

7月10日(日)は 参議院議員 通常選挙の投票日



家族みんなで投票 に行こう!

今回の選挙から、投票所に入ることができる選挙人の同伴する子どもの範囲が、これまでの幼児から児童、生徒その他の18歳未満の者に拡大しました。

※投票所によっては、投票終了時刻が早くなっている場合がありますので、入場券等でご確認ください。

- 参議院議員通常選挙は、選挙区選挙と比例代表選挙の2つの選挙により行われます。
投票用紙をよく確かめて、お間違えのないように。

- ①選挙区選挙……うすい黄色の投票用紙に **候補者の氏名** を書いてください。
- ②比例代表選挙……白色の投票用紙に **候補者の氏名** または **政党等の名称または略称** を書いてください。

- ・ 比例代表選挙は「非拘束名簿式」で行われます。
- ・ 政党等の総得票数（候補者個人の得票数と政党等の得票数の合計）に基づいて議席を比例配分し、得票数の最も多い候補者から当選人が決まります。

- 投票日に投票所へ行って投票できない方は、次の期間、**期日前投票**ができます。

6月23日(木)～7月9日(土) 午前8時30分から午後8時まで

※期日前投票所によって、投票期間や投票時間が異なる場合があります。詳しくは入場券等でご確認ください。

選挙人名簿に登録され、選挙権がある方は、投票所入場券がお手元に届いていないときや失くしてしまった場合でも、ご本人であることが確認できれば投票できます。

3月22日(火)以降に住民票を新しい住所に移された方は、旧住所の選挙区で投票ができます。



～ふるさとの未来を決める 投票日～



福井県選挙管理委員会

この選挙公報は、候補者から提出された原稿を写真製版によって印刷したものです。

平成28年 7月10日執行 参議院比例代表選出議員選挙選挙公報

福井県選挙管理委員会



小林節とはこんな人
慶応義塾大学名誉教授、弁護士。1949年東京生まれ。かつては自民党の政策顧問として活躍するも、昨年の「安倍内閣」をめぐる国会審議では参事として、公明党の「立憲主義を擁護する」として活動。これがきっかけで安倍政権の運動の中心となった。アベノミクスを止めるため、第三の道を探ることを決意。最初には反対していた人々も、「あなたにも参事」といふ人があつた。これと背中を押され、「国民怒りの声」を結成。

ガンバレ！ 小林節と「国民怒りの声」
橋本剛一（憲法学者、東京大学名誉教授、宝田明（国語）、三枝成彰（経済学者）、湯川利子（法律学者）、西岡剛（政治学者、立憲主義を擁護するマザーの会、代表）、伊勢崎賢治（国際法学者、前中野議員、前日本医師会会長）、宇都宮健児（元日本弁護士連合会会長）、中山武蔵（弁護士）、太田啓子（弁護士）、白井聡（評論家）、内田樹（思想家、武蔵野）、平松邦夫（元大蔵省）、遠藤昌子（歌手）など。

代表（慶応大名誉教授・憲法学者） せつ 1%の富裕層の代弁者アベ政治にNO! 国民怒りの声 (略称「怒り」)

国民怒りの声 設立宣言（2016年5月9日）より

政治の使命は、国家権力を用いて主権者国民の幸福を増進することにある。
しかし、安倍政権は、まず世界のどこでも戦争の火の粉を撒き散らすこと、その理由として中国と北朝鮮の脅威がわが国とすむべき主権（主権）を、向国の脅威がわが国の主権を脅かすに過ぎない。そして何よりも、憲法が、平和の保持と主権者の幸福の行使を禁じているのに、海外派兵はしなさいと、政府自身が公然と憲法を破っている。
これが立憲主義の危機である。つまり、権力を一時的に比喩した立場にある政治家が、主権者国民の最高権威である憲法を無視して勝手に行動を始めたことは重大である。これは、国民主権国家における主権者である我々が許さなければならない。
次に、安倍政権は、政府が憲法に指定した情報も、永久に秘蔵する特定秘密保護法を制定してしまえば、自由主義社会に属するものとして、主権者国民の知る権利を剥奪し、ジャーナリストの報道の自由を奪うのである。加えて、放送法を悪用して、政府にとって都合の悪い人々に「不公平」のレッテルを貼り、放送

から遠ざけている。これは、民主主義の前提である言論の自由性が侵蝕された社会の危機である。
また、今回の消費税率増徴（増徴）の背景を見ても明らかのように、いわゆるアベノミクスは失敗している。安全基金の抜本的運用による損失を深刻である。加えて、競争法の制定に伴う競争法の突出は、産業にわが国の富を吸収して行く。原因の経路を見ても、なく、競争は確実に国家財政を破綻に導くものである。
さらに、海外派兵も可能な限り競争法がこれまで70年にもわたり守られてきたわが国に、競争の危険を現実のものにしてしまふ。これはまた、国民社会における国家としての主権の放棄である。
このように政治の使命（つまり、主権者国民の自由と幸福の増進）に逆行する政策を確信を持って推進している安倍内閣には一日も早く退場してほしい。以上

99%の普通の人々が共に生きられる社会へ!

「国民怒りの声」7つの基本政策

- | NO! (反対) | YES! (実現) |
|----------|-------------------|
| メディアへの介入 | ⇒ 自由な言論報道の回復 |
| 消費税増徴 | ⇒ まず行財政のムダをなくす |
| 辺野古新基地建設 | ⇒ 中止しアメリカと再交渉! |
| TPPへの参加 | ⇒ 再交渉日本の国益を守る! |
| 原発の再稼働 | ⇒ 新エネルギーへの転換! |
| 戦争法と関連予算 | ⇒ 子育て、教育、雇用、福祉の充実 |
| 憲法改悪 | ⇒ 人権・平和国家ブランドの発信 |

円より子 (69歳) 女性のための政策フォーラム代表、元参議院議員、元労働組合委員長、元民主党	橋本本 (62歳) 元参議院議員、元大蔵省、元大蔵省	渡辺良弘 (50歳) 新潟県立大学教員、元参議院議員	杉本志乃 (48歳) アートプロデューサー（国際的）、元参議院議員、元大蔵省	吉田あき子 (45歳) 「企業内における意見表明、内部告発」の研究、元参議院議員、元大蔵省	あらぎ大樹 (45歳) 公益法人理事長、会社経営、元参議院議員、元大蔵省	大西サチエ (43歳) 会社経営、ママの会代表、元参議院議員、元大蔵省	立川みつあき (39歳) 会社経営 (IT、新エネルギー)、都立小川南高出身	平野道子 (37歳) 女性起業家 (稀少地下資源開発)、弘明学院出身

●問い合わせ先 「国民怒りの声」事務局 <http://kokumin-no-koe.com/> 東京都港区新橋2-16-1 704B TEL03-5510-9020 FAX03-3502-1661

法案に参加できる!

国会 議員

今までは... 有権者

支持政党なし... 議員に賛成

比例代表は 佐野 秀光 45歳 党代表

日本大学卒「日本初」の経験者。2008年より前大蔵省の時に「情報通信ネットワーク」設立。2008年より前大蔵省の時に「情報通信ネットワーク」設立。2008年より前大蔵省の時に「情報通信ネットワーク」設立。

本藤 昭子 74歳 元参議院議員

賛成多数なら 賛成

反対多数なら 反対

各法案一つずつ 皆様に 議決に参加して頂く

政策一切なし

この選択肢が 欲しくありませんか

「支持政党なし」の正直な民意を数字で表そう!

支持政党なし

(略称) 支持なし

支持政党なし

党 党 党

支持政党なし

党 党 党

7月10日(日) 投票

【投票時間：午前7時～午後8時】

投票所によっては、投票終了時刻が早くなっている場合がありますので、入場券等でご確認ください。

～ ふるさとの 未来を決める 投票日 ～

福井県選挙管理委員会

政権奪還から3年半。私たち自民党は、経済を最優先に取り組んできました。

雇用は110万人増加し、企業収益は中小企業も含め過去最高となり、今世紀最も高い水準の賃上げを3年連続で実現しました。

また史上初めて、有効求人倍率がすべての都道府県で1倍を超えました。全国の求職者誰にでも仕事先がある状況です。

アベノミクスは、まだ道半ばではありますが、確実に「結果」を生み出しています。

これからもアベノミクスのエンジンをフル回転することで、デフレからの脱出速度をさらに加速させます。

先日、オバマ大統領による被爆地・広島訪問が実現しました。平和安全法制の成立により、日米同盟の絆は一層深まっています。

「前進か、後退か。」日本をあの混沌の時代に、後戻りさせるわけにはいきません。

私たちの子や孫の世代に、平和で豊かな日本を引き渡すため、この道を、力強く、前へ進んで行こうではありませんか。



この選挙公報は、参議院名簿届出政党等から提出された原稿を写真製版によって印刷したものです。

平成28年
7月10日執行

参議院比例代表選出議員選挙選挙公報

福井県選挙管理委員会



日本のこころ代表
中山恭子
元拉致問題担当大臣

消費増税再延期だけでは不十分
成長戦略、若者応援、老後不安を解消する新発想が『日本のこころ』にはあります！

新発想「消費税マイレージ制度」の導入で、実質的な減税を

払う消費税から、貯める消費税へ。
景気回復の新発想！消費税マイレージ制度

飛行機に乗るとマイルが貯まるように、
消費税を払うとマイルが貯まって、65歳を超えた時に
還付される制度を私たちの党は提案しています。

今年3月の参議院予算委員会、安倍総理からこの制度に対して、
消費を活性化するための建設的な提案であると評価を受けました。

新発想 全く新しい成長戦略
消費意欲を喚起し、経済成長へ
社会保障を発展させる
払うほど貯まっていく、老後の安心
次世代への想い
一般財源に手を付けず
次世代にツケを残さない

政策の詳細はWEBで
日本のこころ 検索

比例代表
候補者



中山成子



西村典徳



波島てとん



やすえくにお

比例は「日本」と書けば、日本が変わる。二枚目の投票用紙は、「日本」とお書きください

維新

古い政治を壊す。新しい政治を創る。

今の政治は金や権力と癒着する政治家天国！

消費税増税と同時に
国会議員報酬
月額約26万円増！
※H26年 月額約103万円→約129万円

維新なら
こうする！

国会議員の報酬を
恒久的に30%削減！

月100万円の
ポケットマネー
（使途公開されない文書通信交通費）

維新の改革を
全国へ！

すべての国会議員に経費の
領収書公開を義務化！

大企業から政治家への
献金は
年25億円以上！

維新の改革を
全国へ！

企業・団体献金の
受け取りを禁止！

消費税増税を先送りした今だからこそ、政治家が身を切り財源を生み出す。

納税者が納得のいく改革を、全国へ！



代表 松井 一郎

比例代表候補者



片山とらのすけ



あらと英夫



石井あきら



いしいみつこ



うさみ孝二



梅村さとし



ギブ剛



串田誠一



さかい良和



島さとし



鈴木こうじ



鈴木のぞむ



高橋英明



中谷ひろゆき



ヒグチ俊一



三宅 博



矢野よしあき



渡辺よしみ

身を切る改革、維新だからできる。



おおさか維新の会

比例代表は「維新」または、候補者名をお書きください。

野党、市民が心ひとつに 戦争法廃止。 憲法まもる政治をとりもどす



日本共産党など野党4党は「安保法制＝戦争法廃止、立憲主義をとりもどす」という大義のもとに結束しています。アベノミクスへの対抗軸も持っています。戦争法の強行によって立憲主義をこわした政権に審判をくだすときです。野党4党は、野党、市民と心ひとつに結束。安倍政権を打倒し、新しい政治をつくります。

経済にデモクラシーを 3つのチェンジ

1 チェンジ 税金の集め方を変える

- 消費税10%は先送り実施でなくキツバリ断念を。
- 富裕層と大企業に応分の負担を。
高富裕層ほど低くなる所得税負担率をたします。
中小企業より低い大企業の税負担をたし、もうけにふさわしい負担を求めます。
タックスヘイブンを利用した高富裕層・大企業の課税逃れなどをたします。
くらしを支える財源9兆円をつくります。

2 チェンジ 税金の使い方を変える

- 年金削減は中止。
「減らない年金・頼れる年金」を実現します。
- 国の責任で、医療費の窓口負担、国民健康保険料(税)を軽減します。
- 認可保育所(30万人分)を緊急に増やします。
- 保育士の賃上げ(月5万円アップ、さらに5年間で月5万円アップ)。
- 大学授業料を10年で半額に。
返済不要の給付制奨学金を創設します。

3 チェンジ 働き方を変える

- 派遣から正社員へ、派遣法抜本改正。
ブラック企業を厳しく規制します。
- 最低賃金をいまずどこでも時給1000円へ。さらに1500円へ。
- 残業時間の上限を法律で規制します。

憲法改悪を許さない 「平和の外交戦略」を

- 憲法9条2項を削除。「国防軍」を明記し、海外での無条件の武力行使へ。「緊急事態条項」で基本的人権を停止、事実上の「戒厳令」を可能に——こんな改悪を許しません。
- もめごとは話し合いで解決。絶対に戦争にしない——「北東アジア平和協力構想」の実現をめざします。

原発ゼロ、再生エネ先進国へ

- 川内原発は停止。原発再稼働を中止し、全原発で廃炉のプロセスへ。
- 2030年までに電力の4割を再生可能エネルギーでまかなう目標をかげ、取り組めます。

TPPに断固反対

- 農産物の価格保障・所得補償を抜本的に強化します。
- 大企業と中小企業との公正な取引ルールを確立します。

新基地中止、 普天間基地は無条件撤去

- 沖縄県民の民意を無視した辺野古新基地建設の中止と普天間基地の無条件撤去をアメリカに求めます。
- 日米地位協定を抜本改正。

災害から国民の生命と財産を守る

- 被災者生活再建支援法の支援金を300万円から500万円に引き上げ。対象を半壊などに広げます。
- 自宅避難者をふくむ当面の生活の維持への支援をおこないます。
- 災害に強い社会と国土に、防災・減災のまちづくりを。

女性の尊厳、人権の保障、 自由と民主主義を発展

- 男女賃金格差・昇進格差などの是正をはかります。
- 言論・表現の自由を守ります。秘密保護法を廃止します。ヘイトスピーチを根絶します。
- 高校生の主権者としての自由を守ります。

比例代表名簿登載者【第1次】



参院議員
市田 忠義 国
1942年、大阪府生まれ。立命館大学卒。参院3期。党国政調研部長、参院議員長。
【活動地域】京都



参院議員
田村 智子 国
1965年、長野県生まれ。早稲田大学第一文学部卒。参院1期。
【活動地域】東京



参院議員
大門みきし 国
1956年、京都府生まれ。神戸大学中退。参院3期。党国政調研部長。
【活動地域】京都以外の近畿



元参院議員
春名なおあき 国
1959年、岡山県生まれ。昭和大学卒。96年から参議院議員2期。党中央委員。
【活動地域】中国、四国



党福岡県副委員長
いせだ良子 国
1974年、福岡県生まれ。中村学園大学卒。党中央委員。
【活動地域】九州・沖縄



党福島県常任委員
いわぶち友 国
1976年、福島県生まれ。福島大学卒。党東北支部長。東北支部長。
【活動地域】北海道、東北



元埼玉県議員
おくだ智子 国
1968年、埼玉県生まれ。東京大学卒。埼玉市議会議員。埼玉県議会議員。
【活動地域】北関東



党千葉県副委員長
椎葉かずゆき 国
1976年、千葉県生まれ。千葉大学卒。党千葉支部長。千葉県議会議員。
【活動地域】南関東



党長野県常任委員
たけだ良介 国
1979年、長野県生まれ。法政大学卒。民主青年同盟長野県委員長と歴任。
【活動地域】東海、北陸信越

比例代表は

日本共産党

とお書きください
略称 共産党



JCP 選挙 www.jcp.or.jp

平成28年 7月10日執行 参議院比例代表選出議員選挙選挙公報

福井県選挙管理委員会

あなた 国民と進む。 民進党



民進党代表 津田 克也

民進党比例代表名簿登載者（アイウエオ順）

 有田 芳生 シニアアナリスト 現職64歳 とことん現場主義。	 石橋 みちひろ 元情報部長 現職51歳 中央本部特別執行委員 つながって、ささえあう社会へ。	 えさきたかし 地方行政・元職59歳 公共サービスの専門家 ともに声をあげ、明るい未来を創りだそう。	 大河原 まさこ 元参議院議員 元職63歳 共に生きる社会、大切なのは、いのちと平和。	 小野 次郎 元内閣総理大臣 現職62歳 秘書官 世界一安心安全な国、日本を実現します。	 かまたに 一也 元京東省農林部 新人63歳 協同組合代表理事兼会長 反TPP11 食を守る。農業・農村を守る。	 かわいたかのり 元参議院議員 元職52歳 ムダにしません。汗と戦い。	 小林 正夫 元厚生労働大臣 現職69歳 政治家 政治は生活と直結！現場の声を国を動かす！
 しばた 巧 行政改革・元職55歳 文部政策のエキスパート 人への投資こそ未来への確実さ。	 たしろ かおる 元山手線沿線士 現職56歳 最長政権に貢献プレーヤーを！ 子どもたちが輝く未来へ出発進行！	 田中 なおき 元防衛大臣 現職76歳 新潟と東日本の復興をつくる。	 とどろき 利治 元参議院議員 元職56歳 ものづくり・人づくり・安心づくり。	 なたいや 正義 教師生活21年 現職58歳 子どもたちに輝く未来を！ つながり支え合う社会へ。	 なんば 健二 元建設省レーゾー 現職57歳 労働組合中央本部書記長 つながりよう“絆”心ひとつに。	 西村 まさみ 歯科医師 現職52歳 いのちを守る政治を。	 白しんくん 元内閣府副大臣 現職57歳 投票問題の解決 平和憲法を守る！
 はまぐち 誠 自動車関連 新人51歳 特別中央執行委員 みんなであつなげる明るい未来。	 藤川 しんいち JAM副会長 新人52歳 ものづくり ひとづくり くにつくり。	 ふじすえ 健三 元総務副大臣 現職52歳 笑顔あふれる 平和な社会をつくる。	 前田 たけし 元国土交通大臣 現職78歳 環境革命推進～持続可能な共生社会へ～	 もりや たかし 日本私鉄社長 新人49歳 社会政策和文通対象部長 みんなが輝く地域の未来 みんなの想いを国政へ。	 矢田 わか子 IT・マーケティング 新人50歳 学生運動中央本部書記 あなたと闘えば、未来は変わる。		

比例代表は、「候補者名」または「民進党」とお書きください。

略称=民進



仕事、旅行、レジャーなどで
投票日に投票所に行って投票できない方は

期日前投票!

6月23日(木)～7月9日(土)

お住まいの市町の期日前投票所や投票期間・投票時間などは入場券等で確認ください。

家族みんなで投票に行こう!

今回の選挙から、投票所に入ることができる選挙人の同伴する子どもの範囲が、これまでの幼児から児童、生徒その他の18歳未満の者に拡大しました。



～ふるさとの 未来を決める 投票日～



福井県選挙管理委員会

愛してるから、黙ってられない。

- ① **国防強化** 平和を守り抜きたいから、しっかり国防！
② **減税** すぐに景気を良くしたいから、消費税を5%に！
③ **マイナンバー見直し** 個人の自由を守りたいから、マイナンバーの見直しを！
④ **歴史認識** 歴史・領土問題に正論を訴え、誇れる日本を！
⑤ **経済成長** GDP1,500兆円達成で、揺るぎなき繁栄日本を！
(※2030年時点)

新しい選択。

幸福実現党

F107-0052 東京都港区赤坂2-10-8

hr-party.jp

真実の声を政治に生かそう

truthyouth.jp

比例は

こう ふう
幸福

略称：幸福

とお書きください。

「愛するから、黙ってられない。」
幸福実現党の政治理念

七海ひろこ

幸福実現党の政治理念

希望が、ゆきわたる国へ。

詳しくはウェブへ！
www.komei.or.jp

「安定」の自公か「混乱」の民共か——を選択する選挙です

今回の参院選は、自民・公明両党による「安定」政権の継続で政策を前進させるか、政策もめざす社会像もまるで違う、民進・共産勢力による「混乱」の政治に陥るか、今後の日本の針路を問う重要な選挙です。

自公両党による3年半の安定政権のもと経済再生を進め、税収増や雇用・賃金の改善を実現しました。

公明党は、この歩みに力強さを増し、デフレ脱却をやり遂げるとともに、その実感を国民のすみすみまで届けていきます。

一人ひとりが輝き活躍できる社会の実現に向け、成長と分配の好循環を強力に進めていきます。

力強い経済成長を一地方へ、中小企業へ、家計へ

成長戦略や個人消費の喚起策を実行し、さらなる家計の収入アップを実現します。

- 観光、文化、農業など地域の魅力を活かした地方創生を推進
- 最低賃金1,000円(全国加重平均)への引上げ、同一労働同一賃金の実現
- 申請しにくい、やる気のある中小企業を応援
- 経済の好循環を確保するため、総合的かつ大胆な経済対策を実行

若者・女性が活躍できる希望社会へ

長時間労働を減らし、有給休暇や育児介護休業の取得を推進するなど、働き方・休み方改革を断行します。

- 時間外労働の上限規制の導入
- 時間勤務やテレワークの推進
- 保育所、放課後児童クラブの待機児童ゼロの推進
- 給付型奨学金の早期実現、無利子奨学金を拡大

社会保障を着実に前進

消費税引き上げ延期でも、保育・介護の受け皿拡大や人材の確保など、財源を確保し社会保障を着実に前進させます。

- 保育や介護従事者の賃金引き上げ、キャリアアップ支援
- 無年金対策として、年金受給に必要な加入期間を25年から10年に
- 低年金の方への年金生活者支援給付金の早期実現
- がん対策、難病対策、認知症対策などの推進

安全・安心な国づくりへ 防災・減災対策を

災害に強い国づくりをめざし、防災・減災ニューディールを着実に推進します。

- 平成28年熊本地震、東日本震災からの復興・復興
- 被災者の方々の安心できる住まいの確保と生活再建支援の加速
- 道路や橋などの防災・救命化等の対策を進め、国内需要や雇用を創出
- 地域防災力の向上と、防災拠点の整備

小さな声を、聴く力。



公明党

略称は
公明

比例区の投票用紙には、公明党の候補者名または公明党と、お書き下さい。



よこやま 信一 現

元農林水産大臣政務官 参院議員(前)
北海道大学大学院博士課程単位取得 56歳
“地方創生”で未来を創る、
実現力の男。



ながさき ひろあき 現

参院議員(現) 参院議員(前)
参院議員(現) 参院議員(前)
参院議員(現) 参院議員(前)
参院議員(現) 参院議員(前)



はまた まさよし 現

前復興大臣 参院議員(現)
京都大学卒 59歳
あなたの声、活かす力！



くまの せいし 新

医学博士 医師 党国際局長
愛媛大学大学院博士課程修了 51歳
未来を診る。希望をひらく。



たに あい 正明 現

党政務調査会副会長 参院議員(現)
京都大学大学院修士課程修了 43歳
人間を守る。時代を開く



あきの 公造 現

党参院政策審議副会長 参院議員(現)
長崎大学大学院修了 48歳
明日の「健康ニッポン」を造る。

公明党は、参院選比例区に上記の6人をはじめ17人を公認しています。(順不同)

平成28年
7月10日執行

参議院比例代表選出議員選挙選挙公報

福井県選挙管理委員会

生活が第一。



政治とは、
生活である。



生活の党と
山本太郎となかまたち

1 子育て・教育

- <子育て>
 - 月額2万6千円の子ども手当実現
 - 保育園待機児童ゼロ
- <教育>
 - 高校授業料無償化の堅持
 - 給付型奨学金制度の創設

2 家計・雇用

- <家計>
 - 可処分所得1.5倍を目指す
 - 地域経済活性化の交付金を実現
- <雇用>
 - 非正規労働者の正規労働者化
 - 地方分権で地方の雇用創出

3 医療・年金

- <医療>
 - 国民皆保険の堅持と窓口負担の軽減
 - 保険適用範囲の拡大
- <年金>
 - わかりやすい年金制度へ一元化
 - ペーシクインカム制度の導入

地域が主役の社会を実現します！

◎比例代表は「生活の党と山本太郎」または「候補者名」をお書きください！

豊かな社会へ

代表 あらい 広幸



新党 改革
www.shintokaikaku.jp

安保法制は必要しかし
自衛隊の海外派遣前の国会承認ルールを決めました。

難病や医療大麻の
研究を推進

助け合う心をカタチに
介護・医療・年金の3保険の一体化などを提案中。

「家庭ノミクス」で
アベノミクス補強



ただ二つの保守政党
私たちが、選挙をめぐって争っています。お力を貸して下さい。

脱原発する

表現の自由を守り、 児童養護・障がい者 政策推進	少子化対策の 最終兵器	生き辛く社会を コソソウ改革	居酒屋談話を 国会に 持ち込もう	原発ゼロで 再生可能 エネルギー社会 を実現！	女子力で 「ごちそうさま」 を世界に！	社会的弱者にも っと政治の 暖かい光を	早期に 医療大麻研究を。 おかしいことは、 おかしいと言う	私も候補者 なんです
山田太郎 現 参議院議員	藤岡かよこ 会社役員	福田こうぞう 飲食店経営	たなかだいすけ 会社経営	おおさか佳巨 除染工事管理者	伊藤じゅんこ 農と食女性協会代表	朝倉秀雄 ノンフィクションライター	平山まこと 前 参議院議員	あらい広幸 新党改革代表・現 参議院議員

アベ政治の暴走を止める



比例区は
<http://www5.sdp.or.jp/>

- ・憲法活かし「戦争しない国」へ
- ・時給今すぐ1000円以上に
- ・返さなくてもいい奨学金を
- ・辺野古の新基地建設反対
- ・脱原発社会をめざします
- ・TPP参加に断固反対
- ・消費税率の引き上げNO

平和憲法と戦後70年にわたる平和国家としての歩みを壊すことは断じて許せません。社民党は平和憲法をいっしょに、平和で人間らしく暮らせる社会をめざします。

社民党

政治を 市民にとりもどす ふくしま 福島 みずほ [選挙区] 新党、中野議員、弁護士、 元内閣府特命担当大臣 [政策・得意分野] 平和、女性、人権、脱原発、雇用、経済、 大規模災害ゼロ	平和と共生と 安心のくにづくり よしたも 吉田 ただとも [選挙区] 元参議院議員、元大分県議会議員 [政策・得意分野] 雇用、地方自治、交通、防災、農業政策				
命の尊厳を新え ダム政治に終止符を	まぶち 敏行	田山 英次	かつら川 悟	伊藤 よしき	しの 隆
[選挙区] 元新潟県議会議員、3期、元社 新潟県自治センター事務局長	[選挙区] 元新潟県議会議員、元新潟県 議会事務局	[選挙区] 元新潟県議会議員、元新潟県 議会事務局	[選挙区] 元新潟県議会議員、元新潟県 議会事務局	[選挙区] 元新潟県議会議員、元新潟県 議会事務局	[選挙区] 元新潟県議会議員、元新潟県 議会事務局

7月10日(日)は 参議院議員 通常選挙の投票日

選挙権年齢が
18歳以上
に下げられました



家族みんなで投票 に行こう!

今回の選挙から、投票所に入ることができる選挙人の同伴する子どもの範囲が、これまでの幼児から児童、生徒その他の18歳未満の者に拡大しました。

※投票所によっては、投票終了時刻が早くなっている場合がありますので、入場券等でご確認ください。

- 参議院議員通常選挙は、選挙区選挙と比例代表選挙の2つの選挙により行われます。
投票用紙をよく確かめて、お間違えのないように。

① **選挙区選挙** うすい黄色の投票用紙に **候補者の氏名** を書いてください。

② **比例代表選挙** 白色の投票用紙に **候補者の氏名** または
政党等の名称または略称 を書いてください。

- ・ 比例代表選挙は「非拘束名簿式」で行われます。
- ・ 政党等の総得票数(候補者個人の得票数と政党等の得票数の合計)に基づいて議席を比例配分し、得票数の最も多い候補者から当選人が決まります。

- 投票日に投票所へ行って投票できない方は、次の期間、**期日前投票**ができます。
6月23日(木)～7月9日(土) 午前8時30分から午後8時まで

※期日前投票所によって、投票期間や投票時間が異なる場合があります。詳しくは入場券等でご確認ください。

選挙人名簿に登録され、選挙権がある方は、投票所入場券がお手元に届いていないときや失くしてしまった場合でも、ご本人であることが確認できれば投票できます。

3月22日(火)以降に住民票を新しい住所に移された方は、旧住所の選挙区で投票ができます。



～ ふるさとの 未来を決める 投票日 ～



福井県選挙管理委員会

福井県報

号外第45号
平成28年
7月13日(水)
火・金曜日 発行
1月1,800円郵送料共

選挙管理委員会告示

目次

○平成二十八年七月十日執行の参議院
選挙区選出議員選挙の福井県選挙区
における当選人(六一)……………

選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第61号

平成28年7月10日執行の参議院選挙区
選出議員選挙の福井県選挙区における当選人
は、次のとおりである。

平成28年7月13日

福井県選挙管理委員会

委員長 熊澤 喜八郎

住所 福井県大野市国時町1205番地

氏名 山崎 正昭

福井県報

号 外 第 41 号
平 成 2 8 年
6 月22日(水)
火・金曜日 発行
1月1,800円郵送料共

目 次

参議院選挙区選出議員選挙福井県選挙区選挙
長告示

○平成二十八年七月十日執行の参議院
選挙区選出議員選挙の福井県選挙区
における候補者(一)……………1

参議院選挙区選出議員選挙 福井県選挙区選挙長告示

参議院選挙区選出議員選挙福井県選挙区選挙
長告示第2号

平成28年7月10日執行の参議院選挙区
選出議員選挙の福井県選挙区における候補者
として次のとおり立候補の届出があった。

平成28年6月22日

参議院選挙区選出議員選挙福井
県選挙区
選挙長 熊澤 喜八郎

届出 受理 番号	届出年月日	届出 の別	候補者氏名	本籍	住所	生年月日	党派	職業	ウェブサイト等のアドレス
1	平成28年 6月22日	本人 届出	白川 やすゆき	福井県	福井県福井市種池町 第1号26番地20	昭和31年 11月27日	幸福実現党	建築業	http://shirakawa-yasuyuki.org
2	平成28年 6月22日	本人 届出	横山 たつひろ	福井県	福井県勝山市荒土町 別所第2号20番地	昭和39年 11月23日	無所属	連合福井 事務局長	http://fukui-yokoyama-main.jp/
3	平成28年 6月22日	本人 届出	山崎 正昭	福井県	福井県大野市国時町 1205番地	昭和17年 5月24日	自由民主党	参議院議員	http://www.m-yamazaki.com/

福井県報

号外第40号
平成28年
6月22日(水)
火・金曜日 発行
1月1,800円郵送料共

目次

選挙管理委員会告示

○平成二十八年七月十日執行の参議院
選挙区選出議員選挙の福井県選挙区
における選挙運動に関する支出金額
の制限額(五四)……………1

選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第54号

平成28年7月10日執行の参議院選挙区
選出議員選挙の福井県選挙区における選挙運
動に関する支出金額の制限額は、次のとおり
である。

平成28年6月22日

福井県選挙管理委員会

委員長 熊澤 亨八郎

32,267,200円

**参議院選挙区選出議員選挙
福井県選挙区選挙長告示**

参議院選挙区選出議員選挙福井県選挙区選挙
長告示第1号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）
第76条において準用する同法第62条第6
項の規定により、平成28年7月10日に執
行される参議院選挙区選出議員選挙の福井県
選挙区における選挙会の選挙立会人を定める
くじを行う日時および場所を次のとおり告示
する。

平成28年6月22日

参議院選挙区選出議員選挙福井
県選挙区

選挙長 熊澤 喜八郎

1 日時 平成28年7月8日

午前10時

2 場所 福井市大手3丁目17番1号

福井県庁6階選挙管理委員会室

**参議院比例代表選出議員選挙
福井県選挙分会長告示**

参議院比例代表選出議員選挙福井県選挙分会
長告示第1号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）
第76条において準用する同法第62条第6
項の規定により、平成28年7月10日に執
行される参議院比例代表選出議員選挙におけ
る福井県選挙分会の選挙立会人を定めるくじ
を行う日時および場所を次のとおり告示する
。

平成28年6月22日

参議院比例代表選出議員選挙
福井県選挙分会長 熊澤 喜

八郎

1 日時 平成28年7月8日

午前10時30分

2 場所 福井市大手3丁目17番1号

福井県庁6階選挙管理委員会室

平成28年執行の参議院選挙区選出議員選挙における福井県選挙区の選挙長が職務を行う場所は、別に告示する場合のほか次のとおりである。

平成28年6月22日

福井県選挙管理委員会

委員長 熊澤 喜八郎

福井市大手3丁目17番1号 福井県庁6階選挙管理委員会室

(平成28年6月22日については、福井県庁地下1階正庁)

福井県選挙管理委員会告示第44号

平成28年執行の参議院比例代表選出議員選挙における福井県選挙分会長が職務を行う場所は、別に告示する場合のほか次のとおりである。

平成28年6月22日

福井県選挙管理委員会

委員長 熊澤 喜八郎

福井市大手3丁目17番1号 福井県庁6階選挙管理委員会室

(平成28年6月22日については、福井県庁地下1階正庁)

福井県選挙管理委員会告示第45号

平成28年執行の参議院選挙区選出議員選挙および参議院比例代表選出議員選挙における投票の順序は、次のとおりとする。

平成28年6月22日

福井県選挙管理委員会

委員長 熊澤 喜八郎

- 1 参議院選挙区選出議員選挙の投票
- 2 参議院比例代表選出議員選挙の投票

福井県選挙管理委員会告示第46号

平成28年執行の参議院選挙区選出議員選

挙および参議院比例代表選出議員選挙における開票の順序は、次のとおりとする。

平成28年6月22日

福井県選挙管理委員会

委員長 熊澤 喜八郎

- 1 参議院選挙区選出議員選挙の開票
- 2 参議院比例代表選出議員選挙の開票

福井県選挙管理委員会告示第47号

平成28年執行の参議院選挙区選出議員選挙におけるボスター掲示場にボスターの掲示を開始できる日を公職選挙法(昭和25年法律第100号)第144条の2第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成28年6月22日

福井県選挙管理委員会

委員長 熊澤 喜八郎

平成28年6月22日

福井県選挙管理委員会告示第48号

平成28年執行の参議院選挙区選出議員選挙における意見放送および経歴放送の順序を定めるくじを行う日時および場所を公職選挙運動管理規程(昭和29年福井県選挙管理委員会告示第15号)第10条の4第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成28年6月22日

福井県選挙管理委員会

委員長 熊澤 喜八郎

- 1 日時 平成28年6月22日
午後6時

- 2 場所 福井市大手3丁目17番1号
福井県庁6階選挙管理委員会室

福井県選挙管理委員会告示第49号

平成28年執行の参議院比例代表選出議員選挙における参議院名簿届出政党等の名称お

よび略称ならびに参議院名簿登載者の氏名の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時および場所を公職選挙運動管理規程(昭和29年福井県選挙管理委員会告示第15号)第43条の規定により、次のとおり告示する。

平成28年6月22日

福井県選挙管理委員会

委員長 熊澤 喜八郎

- 1 日時 平成28年6月22日
午後6時30分

- 2 場所 福井市大手3丁目17番1号
福井県庁6階選挙管理委員会室

福井県選挙管理委員会告示第50号

平成28年執行の参議院選挙区選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時および場所を公職選挙運動管理規程(昭和29年福井県選挙管理委員会告示第15号)第34条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成28年6月22日

福井県選挙管理委員会

委員長 熊澤 喜八郎

- 1 日時 平成28年6月23日
午後6時

- 2 場所 福井市大手3丁目17番1号
福井県庁6階選挙管理委員会室

福井県選挙管理委員会告示第51号

平成28年執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時および場所を公職選挙運動管理規程(昭和29年福井県選挙管理委員会告示第15号)第34条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成28年6月22日

福井県選挙管理委員会

- 1 日時 平成28年6月27日
午前10時

- 2 場所 福井市大手3丁目17番1号
福井県庁6階選挙管理委員会室

福井県選挙管理委員会告示第52号

平成28年執行の参議院選挙区選出議員選挙における福井県選挙区の選挙会の日時および場所を公職選挙法(昭和25年法律第100号)第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成28年6月22日

福井県選挙管理委員会

委員長 熊澤 喜八郎

- 1 日時 平成28年7月13日
午前10時

- 2 場所 福井市大手3丁目17番1号
福井県庁6階大会議室

福井県選挙管理委員会告示第53号

平成28年執行の参議院比例代表選出議員選挙における福井県選挙分会の日時および場所を公職選挙法(昭和25年法律第100号)第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成28年6月22日

福井県選挙管理委員会

委員長 熊澤 喜八郎

- 1 日時 平成28年7月13日
午前10時30分

- 2 場所 福井市大手3丁目17番1号
福井県庁6階大会議室

福井県報

号 外 第 39 号
平 成 2 8 年
6 月 22 日 (水)
火・金曜日 発行
1月1,800円郵送料共

目 次

選挙管理委員会告示

- 平成二十八年執行の参議院選挙区選出議員選挙における福井県選挙区の選挙長および同選挙長に事故があり、または欠けた場合においてその職務を代理すべき者(四一)……………一
- 平成二十八年執行の参議院比例代表選出議員選挙における福井県選挙分会長および同選挙分会長に事故があり、または欠けた場合においてその職務を代理すべき者(四二)……………一
- 平成二十八年執行の参議院選挙区選出議員選挙における福井県選挙区の選挙長が職務を行う場所(四三)……………一
- 平成二十八年執行の参議院比例代表選出議員選挙における福井県選挙分会長が職務を行う場所(四四)……………一
- 平成二十八年執行の参議院選挙区選出議員選挙および参議院比例代表選出議員選挙における投票の順序(四五)……………一
- 平成二十八年執行の参議院選挙区選出議員選挙および参議院比例代表選出議員選挙における開票の順序(四六)……………一
- 平成二十八年執行の参議院選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示することができる日(四七)……………一

○平成二十八年執行の参議院選挙区選出議員選挙における政見放送および経歴放送の順序を定めるくじを行う日時および場所(四八)……………二

○平成二十八年執行の参議院比例代表選出議員選挙における参議院名簿届出政党等の名称および略称ならびに参議院名簿登載者の氏名の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時および場所(四九)……………二

○平成二十八年執行の参議院選挙区選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時および場所(五〇)……………二

○平成二十八年執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時および場所(五一)……………二

○平成二十八年執行の参議院選挙区選出議員選挙における福井県選挙区の選挙会の日時および場所(五二)……………二

○平成二十八年執行の参議院比例代表選出議員選挙における福井県選挙分会の日時および場所(五三)……………二

参議院選挙区選出議員選挙福井県選挙区選挙長告示

- 平成二十八年七月十日に執行される参議院選挙区選出議員選挙の福井県選挙区における選挙会の選挙立会人を定めるためのくじを行う日時および場所(一)……………三

参議院比例代表選出議員選挙福井県選挙分会長告示

- 平成二十八年七月十日に執行される参議院比例代表選出議員選挙における福井県選挙分会の選挙立会人を定めるためのくじを行う日時および場所(一)……………三

選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第41号

平成28年執行の参議院選挙区選出議員選挙における福井県選挙区の選挙長および同選挙長に事故があり、または欠けた場合においてその職務を代理すべき者を公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第81条の規定により、次のとおり告示する。

平成28年6月22日

福井県選挙管理委員会

委員長 熊澤 喜八郎

1 選挙長 福井市大宮6丁目10番10号

熊澤 喜八郎

2 職務代理者 大飯郡おおい町名田庄木谷

13号32番地

田村 均

福井県選挙管理委員会告示第42号

平成28年執行の参議院比例代表選出議員選挙における福井県選挙分会長および同選挙分会長に事故があり、または欠けた場合においてその職務を代理すべき者を公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第81条の規定により、次のとおり告示する。

平成28年6月22日

福井県選挙管理委員会

委員長 熊澤 喜八郎

1 選挙分会長 福井市大宮6丁目10番10号

熊澤 喜八郎

2 職務代理者 大飯郡おおい町名田庄木谷

13号32番地

田村 均

福井県選挙管理委員会告示第43号

福井県報

号外第36号
平成28年
6月7日(火)
火・金曜日 発行
1月1,800円郵送料共

目次

選挙管理委員会告示

○平成二十八年執行の参議院選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日および縦覧に供する期間(三五)……………一

○平成二十八年執行の参議院選挙区選出議員選挙における在外選挙人名簿に係る縦覧に供する期間(三六)……………一

選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第35号

平成28年執行の参議院選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日および縦覧に供する期間を公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第14条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成28年6月7日

福井県選挙管理委員会

委員長 熊澤 喜八郎

1 被登録資格の決定の基準となる日

平成28年6月21日

ただし、年齢については同年7月10日

2 登録を行う日

平成28年6月21日

3 縦覧に供する期間

平成28年6月22日

福井県選挙管理委員会告示第36号

平成28年執行の参議院選挙区選出議員選挙における在外選挙人名簿に係る縦覧の期間を公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第23条の11第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成28年6月7日

福井県選挙管理委員会

委員長 熊澤 喜八郎

平成28年6月22日

福井県報

号外第31号

平成28年
5月16日(月)

火・金曜日 発行
1月1,800円郵送料共

目次

選挙管理委員会公告

○平成二十八年執行の参議院選挙区選
出議員選挙に係る立候補予定者説明
会の開催……………1

選挙管理委員会公告

福井県選挙管理委員会公告

平成28年執行の参議院選挙区選出議員選
挙に係る立候補予定者説明会を次のとおり開
催する。

平成28年5月16日

福井県選挙管理委員会

委員長 熊澤 喜八郎

1 日時 平成28年6月6日(月)

午後1時30分

2 場所 福井市大手3丁目17番1号

福井県庁6階大会議室

3 対象 参議院選挙区選出議員選挙におけ

る立候補予定者およびその関係者